

保険契約プロジェクト (Phase II)
プロジェクトの現状

本資料の構成は次のとおり。

- ・ IASB の Project Update (2006 年 3 月時点) からの抜粋
- ・ 測定属性に関する IASB 会議 (2006 年 4 月) の暫定合意
(参考 1) これまで検討されてきた会計アプローチの要約表
(参考 2) 国際財務報告基準書 第 4 号 INSURANCE CONTRACTS 抜粋

・ IASB の Project Update (2006 年 3 月時点) からの抜粋

Project Update は情報と IASB の検討をフォローしようとする関係者の便宜のために提供される。報告される全ての結論は暫定的であり、今後の IASB 会議で変更される可能性がある。決定は、IFRS、解釈又は公開草案を公表するための公式な投票が完了してファイナルとなる。

【目的】

1. このプロジェクトの目的は保険契約の会計に関する IFRS を開発することである。このプロジェクトは保険者と保険契約者の両方の会計処理を取り扱う予定である。

【次のステップ】

2. ボードはディスカッション・ペーパーに向けて作業をしている。
3. 予定外の遅延がなければ、ディスカッション・ペーパーは 2006 年の終わりに向けて公開されることになる。スタッフは見込んでいる。公開草案にはそれから最低 18 ヶ月、最終基準にはさらに最低 12 ヶ月を要することになる。
4. ボードは 2006 年のはじめの数ヶ月で保険契約について数回の議論を見込んでいる。ボードの会議と保険ワーキング・グループの会議は公開されている。

【背景】

イントロ

5. このプロジェクト・サマリーは保険契約に関するプロジェクトのフェーズ 5 を取り扱っている。ボードは 2004 年 3 月に IFRS 第 4 号「保険契約」の発行によりフェーズ 5 を完了した。
6. ボードは 2003 年のはじめにフェーズ 5 の作業を一時中断し、2004 年の半ばに再開した。

7. フェーズ の再開にあたり、ボードは保険者による財務報告を洗い直している。ボードや先任者による過去の作業は有益な資源であるが、ボードはそれに束縛を感じていない。洗い直しにおける唯一の制約は IASB のフレームワークと IASB の既存基準の中で規定された一般原則である。同様に、ボードは各国や業界の実務から学ぶことがあり得るが、それに制約されるつもりはない。
8. プロジェクトに関するアドバイスを目的として、ボードは保険ワーキング・グループを組織した。それは上級財務役員、アナリスト、アクチュアリー、監査人、規制当局者から構成された。保険ワーキング・グループは 2004 年 9 月以降 7 回の会議(毎回 2 日間)を開催してきた(2006 年 1 月までの実績)。
9. 2005 年 1 月に、ボードはプロジェクト計画を再考した。
10. 他のプロジェクト、特に、概念フレームワーク、収益認識、測定 of 会計、業績報告および IAS 第 37 号の改訂のプロジェクト、また負債と資本に関する潜在的なプロジェクトとの間に、重要な相互関係をもっている。保険契約に関する作業はそれらの他のプロジェクトと並行して進められ、それらの結果を待つことはしない。ここでの作業はそれらの他のプロジェクトに関する有益なインプットを生み出す可能性がある。

コンバージェンス

11. IASB にとっての重要な priority は各国基準、特に米国 GAAP とのコンバージェンスを追求することにある。FASB は IASB のディスカッション・ペーパーが入った「コメント募集」を公表する予定である。FASB は、保険契約の会計に関する包括的な基準を開発するための IASB とのジョイント・プロジェクトをそのアジェンダに加えるかどうかを決定する際に、当該回答について検討することになる。
12. FASB のプロジェクトの中には保険契約の会計の限定された側面を取り扱っているものがある。
 - 保険契約および再保険契約におけるリスク移転に関するプロジェクトでは、FASB は保険契約の定義を開発し、また、保険契約の分離 (bifurcating) の簡易なアプローチを検討している。IASB のスタッフは現在次のことを見込んでいる。
 - IASB のディスカッション・ペーパーが、全て又は一部の保険契約が分離されるべき (unbundled) かについて検討すること。IFRS 第 4 号は一部のケースについてはアンバンドリングを要求するが、その他のケースについては許容するが要求はしていない。

- IASB のディスカッション・ペーパーが、IFRS 第 4 号と関連する指針における IASB の既存の保険契約の定義を見直さないこと。IASB のスタッフはこの定義に関する作業に高い優先度をおいて見ていない。いずれにせよ、スタッフはこの領域の FASB の作業をモニターし、フェーズ 2 との関わりを評価する予定である。
- もう一つの FASB のプロジェクトは、ライフ・セトルメントに係る投資に関するものである。ライフ・セトルメントは、個人が自身の生命保険契約をその保険料の支払いを継続する意思のある第三者に売却する際に発生する。IASB のプロジェクトの範囲には保険契約の保有者の会計処理を含んでいるけれども、スタッフはディスカッション・ペーパーを終えるまで IASB がこのトピックスを取り扱わないと見込んでいる。
- FASB は金融保証保険契約の測定について再検討している。IASB のスタッフはこの領域の FASB の作業をモニターする予定である。

【これまでの暫定決定】

13. ボードは、議論のために「現在入口価値」と「現在出口価値」と名付けられた 2 つの現在価値アプローチのうち一つを用いて保険者は保険負債を測定すべきであると、暫定的に結論付けている。スタッフは 2006 年 4 月にこれらのアプローチのうち一つを選ぶようにボードに求めることを計画している。ボードは異なるタイプの保険負債に異なるアプローチを要求すべきか、あるいは全てのタイプの保険負債に単一のアプローチを要求すべきかまだ議論していない。
14. 2 つの現在価値アプローチは次の特徴を共有する。
 - 保険負債は、当該契約から生じる直近のバイアスの掛かっていない期待将来キャッシュフロー（確率加重）を反映することになる。ボードは、保険負債に関する測定対象を明確にし、見積り技法に関する高いレベルの指針を提供する意図はあるが、詳細な運営指針を提供するつもりはない
 - 当該キャッシュ・フローは貨幣の時間的価値を反映するために（直近の割引率を用いて）割り引かれることになる。割引率は直近の状況と保険負債の特性を反映する。：割引率は保有される資産の特性は反映しない（当該資産が当該負債から生じるキャッシュ・フローに影響を及ぼす場合を除く。）
 - 保険負債の測定は、キャッシュ・フローに関連するリスクを反映する明示的なマージンを含むことになる。

- このプロジェクトは保険者に保有される資産に関する既存の IFRSs(例えば IAS 第 39 号) を変更することにはならない。

15. このサマリーの残りでは次のポイントを論じている。(略)

IASB はなぜ現在価値アプローチを選ぶのか？

16. ボードの見解では、保険負債に係る現在価値アプローチは保険者の財務諸表の利用者に様々な、メリットを提供する。

- 既存の保険契約の将来キャッシュ・フローについての金額、時期および不確実性に関するより有用な情報。保険負債に関連する不確実性や多くの保険契約における長い保険期間を考えると、そのような情報は特に重要である。
- 見積りの有利な方向への変動についてのより首尾一貫したアプローチ。多くの既存のアプローチでは、有利な方向への変動は不利な方向への他の変動と相殺されることで暗黙的に認識される。したがって、既存のアプローチは、他の不利な方向への変動が同時に発生しているかどうかや、契約当初にあった暗黙的マージンのサイズに応じて、有利な方向への変動を裁量的に認識している。
- 論理的でない区別や恣意的な新しいルールに訴えることなく、新しく生じる問題を解決するためのより論理的なフレームワーク。
- 非金融負債(IAS 第 37 号) や金融負債(IAS 第 39 号) の測定に将来キャッシュ・フローの直近の見積りを既に要求している他の IFRSs との整合性。
- 組込みデリバティブを区分する必要性が小さい(恐らくゼロ)。
- 再保険を通じてこれまで未認識であった経済的利得を選択的に認識することを防止するための濫用禁止ルールを設ける必要性が小さい(恐らくゼロ)。
- 既存契約の条項修正(原価ベース・アプローチの下では見積りと割引率の変更がない)を新規契約(新しい見積りと新しい割引率を用いる)と区別するための恣意的な規準を設ける必要性が小さい(恐らくゼロ)。
- 暗黙的ではなく、明示的なマージン。

- 保険負債と関連する資産の間の経済的ミスマッチをより明瞭に報告。

将来キャッシュ・フローの直近の見積り

17. 将来キャッシュ・フローの見積りの必要性は、全く新しいものというわけではない。保険者は多くの既存アプローチの中で一定の局面に関して将来キャッシュ・フローの見積りを既に利用しているし、また、多くの保険者が価格決定の一要因としてキャッシュ・フロー見積りを既に利用している。いずれにせよ、特により長い保険期間の契約において、現在価値アプローチは多くの既存のアプローチよりもキャッシュ・フローの見積りに関して強い要求を突きつける。これは、見積りキャッシュ・フローの変更が現在価値アプローチでは直ちに当期純損益に影響を及ぼすが、既存のアプローチでは長い時間をかけてはじめて影響を及ぼすであろうからである。
18. 最新の実際の経験（実績）と全く一致するように全ての見積りの即時の修正を要求することは有益でないという理由で、直近見積りの提案に反対するコメンテーターもいる。しかしながら、これらの反対意見は誤解に基づいている。例えば、昨年の死亡率実績がそれ以前の実績値や予測値よりも 20%悪化していた場合、合理的な直近の見積りでは一般的に 20%も死亡率の仮定を修正することはしない。様々な要因が実績の突然な変動の原因となった可能性がある。
- 死亡率の継続的な変動
 - 被保険母集団の特性の変動（例えば、引受や販売の変更、異常に健康又は不健康な契約者による選択的な失効）
 - ランダムな振れ
 - 識別可能な臨時的な原因
19. 保険者は、一般に、実績の変動に関する理由を調査し、最新の実績、以前の実績およびその他情報の混合である新しい見積りを開発することになる。保険者は保険者が情報源毎に有する相対的な信頼度を反映するようにこれらの異なる証拠にウェイト付けをすることになる。アクチュアリーはそのようなウェイト付け（又は信頼性）を決定するための様々な技法を開発してきている。この例では、死亡率が以前の見積りを著しく上回り続けるならば、保険者は証拠が積みあがったときに見積り死亡率を上方に修正するだろう。
20. この誤解を解くために、スタッフは次の事項を強調するように今後の会議でボードに求めるつもりである。
- 見積りの中には、金利のように観察可能な市場変数に関連するものがある。企業はこれらの変数を調整せずに直接のインプットとして利用すべきである。

- 他の見積りは、一般に相場や取引から直接的に観察されることができない変数(例えば死亡率)に関連している。これらの見積りは毎年見直しがされるべきであり、証拠によってこれまでの仮定がもはや適当でなく最新でなくなったことを示されるときには、最新のものに更新されるべきである。その目的は、これらの変数の見積りが報告日時点で存在する状況に関して全ての利用可能で最新の情報を反映していることを確保することである。
- 論理の一貫したパッケージを形成する見積りのためには、市場で観察できない変数の見積りは観察可能な市場変数と矛盾すべきでない。例えば、将来のインフレ率に関する仮定は市場金利に暗示される予想と整合的な範囲内とすべきである。
- 最新に更新された見積りは、報告日時点の状況を忠実に表すべきである。しかしながら、見積りの更新に際して、見積りの変更が当該期における状況の変化を忠実に表しているかどうかを考慮することもまた重要である。例えば、期首に見積りが合理的なレンジの片方の端にあって、これまで状況が変動しなかったならば、レンジの中のもう一方の端に変更することは当該期の出来事を忠実に表すことにはならない。

現在入口価値に係るマージンと現在出口価値に係るマージン

21. 前述のように、ボードは 2 つの現在価値モデルを調査している(現在入口価値および現在出口価値と仮称される)。これらの 2 つのモデルは次の点で異なる。

- 現在入口価値：
 - 契約当初に、マージンは実際にチャージした保険料を参照することにより測定(calibrate)される。新契約費も当該当初測定において役割を果たす(第 24 項、第 25 項参照)。それ以降においては、マージンは契約当初に決定したマージンの残存部分となる。
 - 当該負債は契約当初に(恐らく以後においても)負債充分性テストにさらされる。当該テストは資産に関する減損テストと同様である。それは負債の帳簿価額を増加させる必要の有無を判断する。2006 年 2 月に、ボードは負債充分性テストに関するマージンは現在出口価値に含まれるマージンと整合的であるべきであると結論付けた。
- 現在出口価値：
 - マージンは、市場参加者が当該負債に関連するキャッシュ・フローに対して要求するマージンのバイアスのない見積りとなる。契約当初において、当該マージン

は実際にチャージした保険料の中に暗黙的に含まれる (implicit) 金額とは異なる可能性がある。さらに、時とともに市場参加者が要求するマージンのバイアスのない見積りに変動があると、当該マージンは変化する。

- 負債充分性テストは必要ない。これは測定のための要素が現時点 (current) であるからである。
- 新契約社費は、マージンの当初測定において直接的な役割を果たさない。(第24項及び第25項)

未経過保険料(Unearned premium) - 現在価値の合理的な近似値となり得るか？

22. 保険者が保険契約を締結するとき、既存契約から生じる保険事故に係る正当な請求を支払う待機のための債務(an obligation to stand ready)を負う。損害保険に関する多くの既存のモデルは収入保険料の未経過部分 (the unearned portion) を基準に当該債務を測定する。もしリスクのパターンが直線的であり、また、当該契約が特に収益性が高かったり低かったりするようでもなく、契約当初以後、状況が著しく変動していないという場合には、当該アプローチは、現在価値アプローチに対して合理的な近似値を提供することがあるかもしれない。

保険契約者の行動に依存する契約上のキャッシュ・フロー

23. 多くの生命保険においては、キャッシュ・フローは保険契約者が契約上のオプションを実行するか否かに依存している。例えば、契約者はたいてい契約を解約する契約上の権利を持っている。
- 保険者が保険契約から生じる権利と義務を認識する際、保険契約者が保険を受ける権利(a right to guaranteed incurability)を維持するために続けなければならない将来の支払いと関連する「顧客との関係(customer relationship)」の部分についても資産として認識するべきである。保険契約者が保険を受ける権利は、保険契約者のリスク・プロファイルを再確認することなく、契約上制約された価格で、継続的な補償を可能にする。
 - スタッフは、当該顧客との関係をその他の権利義務と別個に表示又は開示する必要があるかどうかを詳しく調べるべきである。

新契約費

24. 保険者は販売や、引受、新しい保険契約の加入のためのコスト (新契約費) を負担する。2006年2月にボードは、もしボードが現在入口価値モデルを適用すると決めた場合には、次の結論を適用することを決定した。
- もし保険者が関連する新契約費を収入保険料からすでに回収している場合には、保険者は保険負債の測定から当該保険料の部分を除外するべきである。

- もし保険者が既存の契約から生じる将来キャッシュ・フローから関連する新契約費を回収する予定ならば、保険者は当該保険契約に係る「顧客との関係」の部分の測定の際に当該キャッシュ・フローの部分を考慮すべきである。
 - 新契約費は、資産であるかのように、繰り延べて表示するべきではない。そのような資産の額は何ら独立した意味を持たないし、如何なる償却方法も恣意的となる。
 - ボードは関連する新契約費の追加的な定義方法について議論をする。
25. 新契約費は現在出口価値モデルにおいては直接的な役割を果たさない。しかしながら、保険者の契約上の権利・義務及び既存契約に係る「顧客との関係」の部分に対して受領（支払）することを市場参加者が覚悟するであろう価格の見積りを裏付けるのに有益な証拠の一つとして間接的な役割を果たす可能性がある。

・ 測定属性に関する IASB 会議（2006 年 4 月）の暫定合意

2006 年 4 月今回の議論の結果、現在出口価値アプローチを採用することが僅差（賛成 7 反対 6 棄権 1）で暫定的に合意された。暫定的に合意された現在出口価値アプローチは次のとおり。

- (a) 保険負債の測定上の属性は、当初認識時及びその後の測定において現在出口価値であるべきである。現在出口価値は、仮に、残存する契約上の権利・義務のすべてを他の企業に直ちに移転とした場合に、保険者が当該企業に、今日、支払わなければならないと見込まれる金額（他の権利・義務により、受領・支払すべき額は除かれる）として定義されるべきである。
- (b) 保険者は、保険契約の締結時にネットの利益（すなわち、新契約費と相殺後）あるいはネットの損失を認識することを妨げられるべきではない。しかし、もし保険者が契約締結時に明らかに大きな利益又は損失を識別した場合には、誤謬又は脱漏がないかどうか注意深く確認する必要がある。
- (c) 現時点で現在出口価値が公正価値と同義であると結論付けるのは時期尚早である。この問題は、公正価値測定プロジェクトの進展を待って将来検討される問題である。

(参考1) これまで検討されてきた会計アプローチの要約表

損害保険の会計アプローチ

	A Current approach (with IAS39 for assets)	B Current approach (with cost for some assets)	C Current approach (plus discounting/margins)	D Prospective approach
責任準備金 (pre-claims liabilities)	負債として繰延べ (未経過保険料)	負債として繰延べ (未経過保険料)	負債として繰延べ (未経過保険料)	待機状態債務を直接的 に測定(将来法)
負債充分性テスト	必要	必要	必要	必要なし
支払備金 (claims liabilities)	割引かない、明示的リ スク・マージンなし	割引かない、明示的リ スク・マージンなし	割引とリスク・マージンを 反映する	割引とリスク・マージ ンを反映する
関連する資産	IAS39	償却原価	IAS39	IAS39
2005年5月会議	x	x		
2006年2月会議			x (実務上は ?)	(entry 又はexit)
2006年4月会議				(exit)

生命保険の会計アプローチ

	A Lock in	B More assets at cost	C Current entry value	D Current exit value
将来CF・割引率	ロック・イン	ロック・イン	最新	最新
リスク・マージン	初期に内在、ロックイン	初期に内在、ロックイン	初期に内在、ロックイン	明示的、最新
初期利益の認識	なし	なし	なし	概念的にはあり
負債充分性テスト	必要	必要	当初のみ必要	必要なし
負債の信用特性	黙示的に内在?	黙示的に内在?	黙示的に内在?	明示的、最新
関連する資産	IAS39	償却原価	IAS39	IAS39
2005年12月会議	x	x		
2006年 4月会議			x	

* 2006年4月の会議資料で示された最新の現在入口価値と現在出口価値の定義

- (a) 現在入口価値は、保険者が既存契約と同一の残存権利/義務を有する契約を締結する際に、保険契約者対して現在チャージする金額である。契約締結時においては、測定値は実際の保険料（及び既発生回収可能新契約費）に基づき測定(calibrate)されることになる。当該測定は、以後におけるリスク・マージンを決定するためのスターティング・ポイントとなる。
- (b) 現在出口価値は、仮に、保険者が残存する契約上の権利・義務のすべてを他の企業に直ちに移転するとした場合に、当該企業に対して現在支払わなければならないと見込まれる金額（他の権利・義務（例えば更新の権利）に関する対価は除外する）である。ほとんどの保険負債には二次市場がないので、当該金額は見積もらなければならない。

(参考2) 国際財務報告基準書 第4号 INSURANCE CONTRACTS 抜粋

はじめに

本基準書公表の理由

- IN1 本基準書は、保険契約を扱う初めての IFRS である。保険契約の会計処理は、多様で、他の産業の会計実務と整合していないことが多かった。多くの企業が 2005 年から IFRS を適用するため IASB では本基準書を公表し、
- (a) 当審議会が保険契約に係る本プロジェクトのフェーズ を完成させるまで、保険契約の会計処理についての限定的な改善を行い、
- (b) すべての保険契約を発行する企業（保険者）に、保険契約に関する情報の開示を求めること とした。
- IN2 本基準書は、本プロジェクトのフェーズ への足がかりである。当審議会は、全ての関連する概念上、実務上の疑問を完全に検討し、十分かつ広範なデュー・プロセスを経た後、遅滞なくフェーズ を完成させることを言明する。

本基準書の主な特徴

- IN3 本基準書は、他の IFRS の適用範囲である特定の契約を除いて、企業が発行した保険契約(再保険契約を含む)及び保有する再保険契約に適用される。本基準書は、IAS 第39号「金融商品：認識と測定」の範疇にある金融資産・金融負債のような保険者の有する他の資産・負債には適用されない。さらに、本基準書は、保険契約者の会計を取り扱っていない。
- IN4 本基準書は、保険契約にかかる会計方針を定める際にフレーム・ワークを考慮する必要があるという要求を含めた、他の IFRS による要求事項から一時的に（即ち、フェーズ の期間中）保険者を免除する。しかしながら、本基準書は、
- (a) 貸借対照表日現在に存在しない保険契約から発生すると見込まれる支払いのための（異常危険準備金及び平衡準備金のような）引当金の計上を禁止する。
- (b) 認識された保険負債の充分性テスト及び再保険資産の減損テストを要求する。
- (c) 保険負債から解放されるか、又は解約されるか、あるいは満期になるまで、保険負債を貸借対照表に計上し、保険負債を関連する再保険資産と相殺せずに表示することを保険者に対して強制する。
- IN5 本基準書は、財務諸表が提供する情報の信頼性を低下させずに目的適合性が高まる場合又は目的適合性を低下させずに信頼性が高まる場合に限り、保険者が会計方針を変更することを認める。特に、保険者は、以下については、いずれの会計方針も採用することはできないが、これらを含んだ会計方針を引き続き使用してもよい。
- (a) 保険負債を現在価値に割り引かずに測定すること。
- (b) 将来の投資管理費用に係る契約上の権利を、類似サービスに対して他の市場参加

者が課す手数料との比較により推定される公正価値を超える金額で間接的に測定する手法を使用すること。

(c) 子会社の保険負債について、不統一な会計方針を使用すること。

IN6 本基準書は、指定された保険負債について、現在の市場金利を（さらに、保険者は、他の直近の見積り及びアサンプションを選択し、反映することもできる）反映させるために、毎期、首尾一貫した方法で指定した保険負債を再測定するという会計方針の採用を容認する。これが容認されなければ、保険者は、全ての類似負債に対して、会計方針の変更を適用することを強制されていたであろう。

IN7 保険者は、過度の保守主義を排除するために、保険契約に係る会計方針を敢えて変更する必要はない。しかし、もし既に十分保守的に保険契約を測定している場合には、保険者はさらなる保守主義を採るべきではない。

IN8 保険者が保険契約の測定を行うにあたって、将来投資収益を反映させる会計方針を採用した場合には、保険者の財務諸表の目的適合性及び信頼性は低下するという推定は、反証可能である。

IN9 保険者が保険負債に係る会計方針を変更する場合、金融資産の一部又は全部を「公正価値で測定し、その変動を損益計算書で認識する」区分に再指定することを容認している。

IN10 本基準書は、

(a) 保険者に対して、組込デリバティブが保険契約の定義を満たす場合に、組込デリバティブを分離して公正価値で測定する会計処理を免除することを明確にしている。

(b) 保険者に対し、貸借対照表に資産及び負債が計上されないことを防ぐために、いくつかの保険契約について、預金要素をアンバンドリングする(すなわち、分離して別々に会計処理を行う)ことを強制している。

(c) 「シャドウ・アカウンティング」として知られる実務の適用可能性を明確にしている。

(d) 企業結合又はポートフォリオの譲渡により取得した保険契約に対して、拡大表示を容認している。

(e) 保険契約又は金融商品に含まれる裁量権を有する有配当性について、限定的な部分のみ扱っている。

IN11 本基準書は、以下のような利用者の理解に役立つ開示を求めている。

(a) 保険者の財務諸表に含まれる金額で、保険契約から生じたもの。

(b) 保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積額、時期及び不確実性。

IN12 企業は、2005年1月1日以降に開始する年度から本基準書を適用するが、早期適用が奨励される。保険者は、本基準書の内容の一部分を、2005年1月1日以前に開始される年度に係る比較情報に適用する必要はない。

今後の提案の潜在的な影響

IN13 当審議会は、以下の改訂提案を行う公開草案を 2004 年第 2 四半期に承認する予定である。

- (a) 金融保証及び信用保証の取扱い
- (b) 企業が指定した金融資産・負債について公正価値で測定し損益に反映させることを認める IAS 第 39 号の公正価値オプション

IFRS 第 4 号「保険契約」の結論の根拠

この結論の根拠は IFRS 第 4 号に付随するものであるが、その一部となるものではない。

はじめに

BC1. この結論の根拠は、IFRS 第 4 号「保険契約」の結論に至るまでの国際会計基準審議会の検討事項をまとめている。各審議会委員の重点の置き方は要素により異なるものであった。

背景

- BC2. 審議会が、保険契約に関する国際財務報告基準（IFRS）の開発を決定した理由は、
- (a) 保険契約に関しては、いかなる IFRS も存在せず、保険契約は、もし適用除外されていなければ関係するであろう既存の IFRSs（例えば、引当金、金融商品、無形資産に関する IFRSs）の適用除外であった。
 - (b) 保険契約の会計実務は非常に多様で、他の産業の会計実務と整合していないことが多かった。
- BC3. 審議会の前身である国際会計基準委員会（IASB）は、本プロジェクトの初期作業を行うために、1997 年に起草委員会を設置した。起草委員会は 1999 年 12 月に論点書を公表し、この論点書に対しては 138 通のコメント・レターが寄せられた。起草委員会は、コメント・レターの内容を検討し、原則書草案（DSOP）という形で審議会に対する報告書を作成することで、その任務を完了した。審議会は 2001 年 11 月に DSOP の検討を開始した。審議会は、当該 DSOP を承認せず、正式なコメント募集は行わなかったが、IASB のホームページで一般に公表した。
- BC4. 2005 年以降はより多くの保険者が IFRSs を使用して財務報告を行うことが期待されるが、現在 IFRSs を使用して財務報告を行っている保険者はほとんどない。2005 年に導入するために本プロジェクトを完了することは現実的でなかったため、審議会は本プロジェクトを 2 つのフェーズに分離して、2005 年においてはいくつかの点を導入できるようにした。審議会は、2003 年 7 月にフェーズ 1 に対する公開草案を ED 第 5 号保険契約として公表した。コメントの〆切は 2003 年 10 月 31 日で審議会は 135 通の回答を受け取った。回答を再検討した後、審議会は 2004 年 3 月に IFRS 第 4 号を発行した。
- BC5. フェーズ 2 に対する審議会の目的は以下のとおり。
- (a) フェーズ 2 において覆さなければならないような大きな変更を求めることなく、保険契約に係る会計実務について限定的な改善を行うこと
 - (b) () 保険契約から生じる保険者の財務諸表の金額を識別、説明し、() 財務諸表利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積額、時期及び

不確実性を理解するのに役立つ情報の開示を求めること

フェーズ に関する暫定的合意

BC6. 審議会は、フェーズ をフェーズ の足がかりとしており、一旦、全ての関連する概念上、実務上の疑問を完全に検討し、そのデュー・プロセスを完了した後、遅滞無くフェーズ を完了させることを言明する。2003 年 1 月に、審議会は、フェーズ に対して、以下の暫定的合意に達した。

- (a) アプローチは、インフローとアウトフローの繰延法よりも、保険契約から生じる契約上の権利、義務を直接識別し測定することを企業に要求する、資産負債法とすべきである。
- (b) 保険契約から生じる資産・負債は、以下の 2 点に留意の上、公正価値で測定すべきである。
 - (i) 市場取引の欠如を認識すること。市場に基づく情報が、法外なコストと労力なしに入手できないときには、企業は、企業固有の仮定と情報を使用してよい。
 - () 市場における反証がない限り、保険負債の公正価値の見積もりは、企業が、新しい保険契約者から、同等の契約条件及び残存期間をもつ新契約を引き受けるときに課する金額以上であってもよいが、下回ってはならない。この場合、保険者は、そのような市場の証拠なしに契約時に純利益を認識してはならない。
- (c) 公正価値の定義が示すように、
 - (i) 割引を行わない測定は公正価値と整合しない。
 - () 資産の期待収益は、直接的にも間接的にも保険契約の測定に含めるべきではない（保険契約者に対する支払額が特定の資産運用成果に依存する場合を除く）。
 - () 公正価値の測定には、市場参加者が期待キャッシュ・フローに加えて要求するであろう、リスクやマークアップに係るプレミアムの調整を含めるべきである。
 - () 保険契約の公正価値の測定には、当該契約の信用特性を反映すべきである。そこには、政府やその他の保証者による保険や保証の影響が含まれる。
- (d) 既存の保険契約に係る契約上の権利・義務の測定には、以下の場合に、またその場合に限り、当該契約により特定される将来の保険料（及びその保険料の結果として生じる保険金、給付金、経費及びその他の追加的キャッシュ・フロー）を含めるべきである。
 - (i) 保険契約者が、解約できない継続権或いは更新権を有しており、既存の保険契約者の権利・義務と同等の特性をもつ保険の新しい契約者に適用する

であろう料率に変更するという保険者の権利を大きく制限している。

() それらの権利は、保険契約者が保険料の支払いを停止したときには失効する。

(e) 新契約費は発生時に費用として認識すべきである。

(f) 審議会は、フェーズ において、さらに次の2点を検討する。

(i) 保険契約の構成要素をアンバンドルし、それらを個々に測定すべきか。

() 有配当契約者に対する債務をどのように認識すべきか。

BC7. これらの暫定的合意は、DSOP において IASC 起草委員会が示した方向性とは2つの点で異なっている。

(a) 企業固有価値ではなく公正価値を用いて測定すること。しかし、この変更は見かけほど重要なものではない。なぜなら、DSOP において記述されている企業固有価値は、審議会在企業結合プロジェクトのフェーズ において暫定的に採用した測定ガイダンスを使用して決定される公正価値の見積値とほとんど区別できないからである。

(b) 将来保険料に係るキャッシュ・フローを反映するかどうかを決定するという要件を測定に用いる (BC6 項(d))。

BC8. 2003 年 1 月以降、審議会とスタッフのリソース上の制約により、フェーズ に関するこの暫定的合意を、IASB のフレームワークに整合させ、また実務上実行可能な基準に発展させることができるかどうかを決定する作業を、審議会は継続することができなかった。審議会は、2004 年の第 2 四半期において、フェーズ の審議に戻るつもりである。そのときには、いかなるプロジェクトにおいても同様に審議される事項であるが、概念上及び実務上の両方の課題に焦点をあてる予定である。審議会は、その審議を完了した後においてのみ、IFRS の公開草案の策定に進むであろう。代替案の検討やそれらの代替案が、財務報告という観点において概念上優れたアプローチであるかどうかの検討は、すべてのプロジェクトにおける審議会の審議に含まれる。したがって、国際的に適用するにふさわしい優れた実務と考えられるものがあるかどうかを確認するために、審議会は世界中の既存の実務を調査することになるだろう。

BC9. BC84 項における議論のとおり、ED 第 5 号では、本基準書が最終基準化されるまでに削除されたサンセット条項が提案されていた。一般的にコメント提出者はサンセット条項に反対したが、速やかにフェーズ を完成させようとする審議会のコミットメントのシグナルには多くの者が同意を表明した。

以 上